

平成30年度 第2回神奈川県たばこ対策推進検討会 会議結果

次の審議会等を下記のとおり開催した。

審議会等名称	平成30年度第2回神奈川県たばこ対策推進検討会		
開催日時	平成31年3月26日（火曜日）14時30分から16時50まで		
開催場所	波止場会館 4階 大会議室		
出席者 （役職名）	（◎：座長、○副座長） 望月 友美子（公益社団法人日本対がん協会 参事・国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センターたばこ政策支援部客員研究員） ◎玉巻 弘光（東海大学 名誉教授） 山本 佳世子（電気通信大学大学院 准教授） ○笹生 正人（公益社団法人神奈川県医師会 理事） 稲垣 良一（一般社団法人神奈川県商工会議所連合会 専務理事） 飯島 文男（神奈川県中小企業団体中央会 副会長） 川本 博孝（神奈川県町村保健衛生連絡協議会：松田町子育て健康課長） 山崎 弘子（神奈川県食生活改善推進団体連絡協議会 会長） 高原 ななゑ（相模原市健康づくり普及員連絡会広報部部长）		
次回開催予定日	未定		
問合せ先	健康医療局保健医療部健康増進課たばこ対策グループ 間ヶ部 電話番号 045-210-5025 ファックス番号 045-210-8857		
下欄に掲載するもの	議事録全文	議事概要とした理由	—

【内容】

1 開会

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから「平成30年度第2回神奈川県たばこ対策推進検討会」を始めさせていただきます。

私は、健康医療局保健医療部健康増進課副課長の津島と申します。

開催に先立ちまして、健康医療局技監兼保健医療部長の前田よりご挨拶を申し上げます。（健康医療局技監兼保健医療部長）

皆様こんにちは。健康医療局技監兼保健医療部長の前田でございます。本日は、年度末のお忙しいところ、ご出席くださいます、ありがとうございます。7月に第1回会議を開催し、本日は、第2回目の検討会となるわけですが、委員の皆様におかれましてはこれまで本県のたばこ対策に関し、多大なご協力を賜りましたことこの場をお借りし

まして感謝申し上げます。さて、本県では、「かながわの未病改善宣言」を発表し、健康寿命を延ばすため、「未病を改善する」取り組みを進めております。健康寿命の延伸を図るためにも、たばこ対策を着実に実施していく必要があると考えております。たばこ対策のひとつであります本県の受動喫煙防止条例は、平成22年に制定をされ、今年で8年を経過いたしました。この7月には、国において受動喫煙対策を強化する改正健康増進法が成立し、大きな節目を迎えております。このような節目を迎え、当検討会の委員の皆様におかれましては、たばこ対策全般について、お持ちの専門的な知識や、把握されている現場の状況や意見などをご披露いただきながら、様々な角度から、本県のたばこ対策にご助言をお願いできればと考えております。限られた時間ではございますが、どうぞ、よろしく願いたいと思います。

(事務局)

本日、事務局として、健康増進課職員が出席させていただいております。氏名等については席次表でご確認いただければと思います。

次に、傍聴者について、ご報告させていただきます。

本検討会は、「附属機関の設置及び会議公開等運営に関する要綱」に基づき傍聴を認めており本日は、一般傍聴者6名、報道関係者はなしで傍聴をいただいております。

「傍聴要領」により、撮影・録音については原則禁止ですが、事前に座長の許可を得た場合はその限りでないとしています。後ほど座長にご判断いただければと思います。

また、本検討会の議事の内容につきましては、議事録を作成し、発言者のお名前とともにホームページで公開いたしますので、よろしく願いたいと思います。

それでは、お手元にお配りしている資料を確認させていただきます。

次第と、検討会の委員名簿、傍聴要領のほか、資料が1から5と参考資料が1から5まで配布させていただいております。そのほか国作成パンフレットと高原委員からの資料をお配りしております。資料に過不足はございませんでしょうか。

本日は、9名の委員のご参加と曾根（そね）委員、下田（しもだ）委員がご欠席となっております。

事務局からは以上でございますので、この先の進行は玉巻座長にお願いできますでしょうか。

## 2 報告、議題等

(玉巻座長)

それでは只今より平成30年度第2回の神奈川県たばこ対策推進検討会を開くことといたします。先程、副課長から録音ということのお話ございましたけれども、報道機関は、今日は入っておりませんので、傍聴者の方で録音したいということであればそれは結構でございますのでよろしく願いたいと思います。撮影したいという傍聴者の方はいませんね。

それでは、次第に従って議事を進めることといたします。

まず、報告、議題等の(1)報告事項ということで、1つめ「国・都道府県等の動向」について、事務局よりご案内いただけますか。

(事務局)

※ 事務局から、(1) 報告の1つめ「国・都道府県等の動向」について資料1を説明。  
(玉巻座長)

ありがとうございました。今の報告について各委員の皆様から何かご質問・ご意見などがありましたけどなたからでもよろしいのでご発言ください。  
事実関係の照会ということで、議論は後で十分時間をとって進めたいと思っていますので、事実関係を確認したいということがあればご発言ください。いかがでしょうか。特にございませんかよろしいですか。

(玉巻座長)

それでは報告の2つめ「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例」について事務局からご案内ください。

(事務局)

※ 事務局から、(1) 報告の2つめ「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の一部を改正する条例」(平成31年7月1日一部施行)について、資料2-1、資料2-2を説明。

(玉巻座長)

ありがとうございます。それでは、今の説明につきまして、質問ございましたらどなたでも発言ください。いかがでしょうか。

いきなり条文を見て、すんなりのご意見くださいというのは、厳しいものがあるかもしれませんが、要するに健康増進法が施行されることに伴って、県条例の内容で健康増進法に抵触する部分がでてくるので、その抵触を解消するための必要最低限の改正をする。こういう姿勢で手を入れたのが、今回の改正ということです。ですから、条例改正の時には、過去3年ごとの見直しの際に、見直し検討部会を作ってという形でやっているわけですが、そこに乗せる必要はないテクニカルな調整ということで、事務当局限りで改正を議会に諮って成立しているということです。

(山本委員)

ご説明ありがとうございます。一つ教えていただきたいところがございまして、製造たばこ代用品というのは具体的になんなのでしょう。後ろの第38条を拝見すると出てくるのですが、喫煙用に供されるもの、大麻なども書かれていて、これが該当するということなのでしょう。

(事務局)

医薬品や大麻等の取締りに該当するものは除くものでございます。医薬品等は「医薬品・医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律」の方で規制されております。大麻等は「大麻取締法」で規制されております。同じくあへんも「あへん法」で規制されておりますので、それ以外のもので、たばこ葉以外のものを使ったハーブのようなものでたばこ販売店で売っているものです。

(望月委員)

今の追加の質問なんですけども、そうするとたばこ販売店で売っているたばこ以外のたばこ様のもの、その販売箇所までここで規定されているのでしょうか。大元はたばこ事業法かと思いますが。

(事務局)

これはたばこみなされるものですので、たばこみなされるものはたばこ事業法でたばこ販売所やたばこ販売許可を持つ小売店でないと販売できないということになっております。ですので、電子タバコは除きます。

(望月委員)

でも電子タバコをたばこ屋さんで売ることもできますよね。売ってはいけないわけではなくて売ることができますよね。

(事務局)

電子タバコは家庭用品といいますか、特にそういった枠がございませんので、コンビニなどでも売られているかと思います。

(望月委員)

でも販売場所で縛ると、電子タバコもたばこの扱いとして、たばこ葉を使わないハーブ様のものがあつたとしたら、すごくあいまいなのではないかと思ったのですけれども。法律上でそこまできっちり販売場所の規定だとか成分の縛りまでたばこ事業法の中で書かれているのですか。たばこ事業法がでたときには電子タバコは想定外だったと思いますし、昔でいうとイタドリの葉っぱを巻いて吸ったとかその時代のころを引きずっているのかなと思うのですけれども。販売場所までの規定ということは、私は知らなかったので、たばこ事業法のどこかの施行規則かなにかであるのであれば、あとで教えていただければなと思います。

(事務局)

わかりました。たばこ事業法の施行規則の注意健康区分というものでたばこの健康区分よりも軽いものを書くように決めているそうですので、そういった点でも電子タバコとはまた違うものです。

(望月委員)

たばこは製造たばこの規定で葉タバコを使っていなければならないというものですけれども、葉たばこ以外のものを原料にほかのものを混ぜ込んだ形態でたばことして売られるのですか。それはたばこ屋さん以外では売れないのですか。

(事務局)

たばこ代用品としてたばこ販売所で売っているもので、たばこ販売所からの流通と聞いています。

(玉巻座長)

要するに、たばこそのものは、もちろんたばこの販売免許を持っているところでしか販売できないですよね、そしてたばこそのものではないけれども、たばこ事業法上たばこみなされてしまったものは、たばこそのものではないのだけれども、たばことして扱われる結果としてたばこ販売店でしか販売できない。何がみなされるのかというのは 38 条 2 項だけからは見えてこないです。単純に喫煙用に供されるものとしてしか書いていないので、たばこではないのだけれども、たばこのように喫煙するものはみなされたときにはたばこだと。

(望月委員)

燃やして、その煙を吸うということですよ。ただ、今出てきている電子タバコは、燃やしていないけれども、グレーゾーンなのかなと。県は早くから電子タバコの蒸気を煙と

みなすと規制の対象としていますよね。

(玉巻座長)

県の条例でも、電子タバコと加熱式たばこは別の概念なので。

(健康増進課長)

この規定は、健康増進法の規定に合わせた改正になりますので、たばこ事業法の解釈については資料提供あればしていただければと思います。

(事務局)

健康増進法ですと、今まで具体的な規制がなかったの、たばこの定義というのは提示していなかったのです。罰則がなかったわけですから。ただ罰則を設けるにあたって、たばことは、ということを経済増進法で定義付けないといけないというところで、たばこ事業法上の定義を持ってきたというところで、そこにたばこ代用品というのが、たばこ事業法上の中にあつたということです。今、言ったように従来からたばこみなされるように普通に吸っているものも、たばこですよというかたちにして、実際にはそれが市場では出回っていなかったものが、ここで今、望月委員が言われたように電子タバコはどうするというのは確かにグレーゾーンとなっているところですね。同じような成分を使って 燃やすのか電子タバコのように加熱するのかというのはグレーゾーンになっているところも確かにあるのかと思いますけれども。ただ、たばこことみなしますので、先ほど言ったように販売規制のあるものはたばこ同じようにかかってくるよということで、それは税金とかも一緒ですよということです。無理にたばこ代用品は別に販売の規制を設けるとかということはしていません。

(玉巻座長)

現実の具体的な話として、今これに該当するたばこ代用品はあるのですか。それこそよくJTの方はよくご存じでいらっしゃるから、もしご存知であれば教えていただきたい。

(事務局)

ホームページ上ではハーブたばこという形で出ております。

(玉巻座長)

普通の商品として普通のマーケットに流通しているわけではないのでしょうか。ここで明確な答えがでないようですので、置いておくとして、他に何かご質問ございますか。特にないようでしたら、さらに次に進みたいと思うのですが、よろしいですか。

それでは引き続き、報告事項3つめの「平成30年度受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査の結果について」を資料3-1、資料3-2についてご案内ください。

(事務局)

※ 事務局から、(1) 報告の3つめ「平成30年度受動喫煙に関する県民意識調査・施設調査の結果について」を資料3-1、資料3-2を説明。

(玉巻座長)

ありがとうございます。それでは、今の説明につきまして、質問ございましたらどなたでも発言ください。いかがでしょうか。

(望月委員)

県に期待しているということで、毎年、マナー向上、健康影響への普及啓発、未成年者への喫煙防止教育のこの3項目は変わらないが、県の施策はこれに基づいてそれぞれ予算

を投じて行うものですが、変わらないということは県の取組みが変わらないとみなすのか、やり方がまずいということなのか、これもだいぶ前から、この調査の項目は以前から変えないということをやっているが、たくさん選択肢を設けると、回答者の方がばらけてしまうし、設問の順序によっては、最後の方の規制強化、そのあたりが後回しとなって、回答者ことは、山本委員が専門だと思うのですが、この調査を折角毎回やっていらして、この方法がよかったのか、設問の立て方が良かったのか、施策がこれでよかったのか、1回きちんと検証しなければいけないのかなと思う。少なくとも数字だけみているとほとんど変わらないということで、何やって来たのかなど。実際には色々な取組みをやっていて、前にもご説明いただいて、本当にきめ細かく多様にやっていることは間違いないのですが、それがこの調査と施策が結びついていないという。マジックワードで普及啓発はよく使われるが、一体何なのか。先程のどこで害の教育を受けたのかと関係があるが、海外だと、とくにメディアを使った手法で、あらゆる層に届くようなメッセージを、今ですと時代が変わっているので、マスメディアよりも、ソーシャルメディアなのかもしれないが、そういうようなことがあって、はじめて害が、知識、知恵として腑に落ちるといえると思うのです。若干県民の方達がどういうリスク、リスクコミュニケーションかもしれないが、どういう媒体を通じて、情報を得てということが、ネガティブな情報しか得られないかなと思います。普及啓発と言え、皆、「なるほどな」いうけれども、では、ポスターを貼れば普及啓発なんですかという、ポスター掲出は、一番行動変容が起きにくい普及啓発なのですけれどもどうしてもそこに陥る。一番の普及啓発というのは、規制して吸えないような状況を作って、初めて環境から、そういうことなのかなと解るといえるもので、今、厚生労働省なども盛んにランチ議論、経済行動学から得た議論。あればかり主張されても困ると思うのですけれども、政策の方が旧態以前としたやり方、地道といえ、聞こえはよいが、それに陥りがちになっているような気がします。県の施策は色々なことを確かにしているが、そういった政策の効果が表れないのと、そのニーズを発掘するためにやってらっしゃる調査の仕方というものをもう一度、今までは継続性からあまり設問を変えたくないという説明であったと思うのでけれども、それこそ、健康増進法ができ、条例が施行されて10年が経ったのであれば、この辺も抜本的に組み立て直す時期なのかなと思いました。

(玉巻座長)

今のコメントにどなたかございますか。

(健康増進課長)

望月委員のご指摘はごもっともでございますので、設問の在り方などについて今後検討していきたいと思っております。

(望月委員)

この検討会の役割は何なのかということになります。委員の方から指摘させていただいてはいるのですけれども、色々な意見が出て、ここに全然反映されない、後から説明を受けても、何のために我々がそれぞれの専門性を持って参加しているのですが、それが県の施策に少しでも貢献したいと思って来ているのでそれがあまり反映されなくてずっと来ていると思ったので、今がチャンスかと思うので、是非ご検討していただけたらと思います。

(玉巻座長)

「反映されない」というコメントについて何かありますか。

(健康増進課長)

全く反映されないという認識ではないですけれども、統計の継続性という部分がやはりございますので、なかなか今まで改善できずに来てしまったというところはございます。今回、初めて教育の現場における状況という項目を委員からご意見いただきまして、設問に入れさせていただきました。これを次回も同じように継続させていこうと思っております。

設問の13について、県に期待することですが、確かにずっとこの項目においては、定位置できていますが、施設管理者に対するものと、やはり内容といいますと、普及啓発というものが、県で今のところできるものとしてありますが、最近は行政でもSNSなども使って普及啓発をなってきていますので、我々としても、もちろんポスターも張っているのですが、やり方については、望月委員が仰るように、時代に合ったようなやり方も一つの選択肢としてはあるかと思っております。

(望月委員)

行政だけでは何もかもできないと思うので、民の力、自ずと皆さんが反応してしまうような、引っ掛かりをつくれれば、後はソーシャルで拡散するし、たばこ産業でも同じようなものを既にやっているの、巨大な広告費をかけずとも、みんながインスタ映えるような感じで、製品広告までどんどんやっていますし、それを意識していろいろなところでフックをかけていけば良いわけで、そこに回り込んで県側でも知恵を絞って、むしろ、ある部分は民間に任せ、県は皆さんの力が必要なのですとなれば。もしかしたら県民や市民の中から知恵者が現れるかもしれない。

(健康増進課長)

有難うございます。

(座長)

私から一言付け加えると、なかなか反映しないという部分に関しては、この意識調査等の調査項目ですが、定例でこの3年に1回の調査で同じような調査をするということは、ここにずっと継続している委員である方は百も承知であるのですが、手続的には、この検討会を開いて、そこで調査項目案が提示されて、何か意見があればフィードバックしてくださいとなる。ところが、現実にはタイムスケジュールが非常にタイトである。そこで、こちらから意見が出て来たとしても、県当局としても織り込みたくても織り込むだけの時間がないようなタイトなスケジュールで来てしまっている。要するにアンケートを取る時というのは、このようなものを専門的にチェックする部局のチェックを経ないと実施できないという県のルールがある中で、もう間に合わないのですと言われてきたのが、過去の調査なのです。ですから皆さんに常日頃から、このH30年調査というのは、調査項目を固めた時にも、「何かご意見ありますか」という投げかけはあって、それで、若干の修正は入っているということですが、今度H33年に調査があるとすれば、その時に同じ投げかけが来ることは、分かり切っていることだから、あらかじめH30年にはこうことがあったから、これはこうの方がいいのではないかと委員の資格において、検討会が開かれるかどうかにかかわらず、健康増進課に意見を述べるというような心がけを我々自身がすれば、もう

少しタイムスケジュールに縛られずに、アンケート調査に委員の思いが反映するのではないかと思う次第です。その辺、H33年の時に今の健康増進課長がいらっしゃるかどうかわかりませんが。

(飯島委員)

結局、役所の方は3年とか4年で変わられてしまう。委員の皆さんは10年くらいとさっき言っていたのですけれども、結局、引継事項をきちんとして貰って、ここで今日決めた事をちゃんとやっていけば、委員の方がおっしゃるように、3年後には絶対反映されている。それが、例えば、知事も変わって、未病と言っておられるが、知事さんが言っている形の中で、皆さんが考えてやっていけばそういうことにならない。逆に言うとわかっていることだから、ここで決めておいて3年後には必ずこれを変えてくださいと、決めておいた方がよいのではないですか。そうれば、転勤しても、引継事項に入れておけばよいのです。結果的に、今知事さんは未病だから、未病は、たばこを吸わないでくれということも一部になるはずなので、そういう部分をうまくPRしたり、知事がそういう考え方を持っておられれば、そのような形にしてみるとか、この辺の聞くところを、今度どうですか聞いてみた方がよい。我々が一生懸命来てもらってやるものに対して、皆さんは3年から4年で変わってしまうのですから。もう直ぐに県の異動名簿がでますけど、逆に言えば、その構造的なものはしょうがないから、これはこの委員会で決めてもらって、次の3年後の委員会で変えてもらえばよいのです。ここで決議すればよい。先生が言ったように、それは約束事であって、全部が反映するわけではないが、少なくとも皆さんが一生懸命やってきた部分をどこかで載せてもらわないと。消しちゃったっていいのだから別に。逆になくなってしまったら、どうしてなくなってしまったのですかねと逆に私は聞きますよ。今の部局の方は今度未病に対してのことをここに入れたのだけれどもどうなんだろうかと。知事も未病の話をずっとされているのですから。委員会も最後だから、私も出てきたのですけれども結果的にこういった形を次の方がやられても同じような意見がでてしまうのであまり意味がないのでは。そのところだけ引き継いでくださいというそれだけです。

(玉巻座長)

ありがとうございました。

(稲垣委員)

確かに、統計の継続性というのも確かにあるのですけれども、ずっと変わらなくなってしまいうので、柔軟な考えでいくつか変えていけないのでしょうか。確かにスピード感をもってやらなければならないというのもあるのですけれども、だったら原案を委員に配って、これに加える項目はないですかそういうことを訊いてある程度項目を少し多めに出してもらったうえで、この場で議論するとか段階的に考えないと、人が変わってしまうと前のおりスタートしてしまうから、時代もだいぶ経っていますので変えた方がいいのではとも思います。

(高原委員)

よろしいですか。受動喫煙に関する健康の悪影響に関する普及啓発教育をうけましたかという設問がありますね。これは世代によって受けた年代が違うから、ここで一括で表にされるよりは、世代別にしていただくと、世代によって授業をどの程度、受動喫煙に関す



る内容が入ってきたかということがわかっていいのではないかとそれを提案させていただければと思います。

(玉巻座長)

今のことについて何かありますか。

(事務局)

資料にはついていないのですけれども、この辺りは個別集計で集計しているので皆様のご意見により追加させていただければと思います。

(飯島委員)

今、口頭で言えますか。せっかく資料があるのだったら、例えば 40 代はどれくらいなど口頭で言えばいいのでは。

(玉巻座長)

ただ、我々自身が仮に受けていたとしても、小学校の時に受けていたことを覚えていまずかということもあります。覚えていないことが多いと思います。そういう意味では、若い人達がどの程度受けているかということをしちゃんとチェックしていくというのが大事だろうけれども、その後、受けた中身を維持しているかどうかということは、本人の姿勢の問題だろうとも思います。今回これは、新しく付け加わった設問ではあるのですけれども、クロス集計までみないとどの程度、こういう質問項目を追加したらいいか、効果があるかということとはよくわからないところもあるのですね。他にいかがでしょうか。

(山本委員)

少し気になったところがあります。それは、県民の間 13 と施設の間 15 についてです。これは規制の緩和を選択した人のみの回答ということですが、もともと規制の緩和を選択した人が、その前の質問で大きな割合ではないということは承知しているのですが、両方とも H27 年度から H30 年度の 3 年間で大きく伸びているのは、やはり特例第 2 種施設を条例の規制対象からはずすべきと表示は施設に任せるべきというのは、県民の方でも施設の方でもこのように回答していると。特に特例第 2 種施設というのは、なかなかやるのが大変だったのがさらに大変になってきたのかとそういったようにも受け止められる回答なのでその辺を教えていただきたいことと、独自の表示というのもやはり認めて欲しいということも書かれておられるので、その方がやり易いという意識を持たれている方もいるのかと思うのですがその辺はいかがなのでしょう。

(玉巻座長)

どうでしょうか。

(健康増進課長)

緩和を選択した方が規制をどのように緩和すべきかという設問ですが、確かに両方とも H27 年度から H30 年度で 10 ポイント増えています。これに関しては、理由は定かではないのですが、規制緩和とお答えになった方には、もしかしたら我々の指導を受けて、そういったことを思われたということもあるかもしれません。表示のところは、確かにいろいろなデザインで意匠を凝らすということもあると思うのですが、ただ最低限表示していただきたいもの、守っていただきたいものがあるということも、それはまた必要ではないかと思えます。そうしませんとよくわからないマークをもって、うちの店ではこれが禁煙ですと言われても利用者の方があっちの店ではこうであった、こっちの店ではこうであったと

なっては判り辛いので、条例では最低限の内容で表示を定めています。それ以上に何か付け加えていただいても特に問題はないので認めています。

(山本委員)

やはり特例第2種施設が規制対象から外すべきというご意見が増えているのは、厳しくなってきたのかなとも思います。

(健康増進課長)

特例第2種施設と本県で呼んでおりますものが、小規模の飲食店でございますが、法律では今度、小規模飲食店と呼ばれているところも規制対象となってしまいますので、残念ながら、ここで外すべきと仰っていただいた施設も規制の対象となってしまいますので、県の条例より厳しい内容となってくると思います。

(山本委員)

そうだと思います。

(玉巻座長)

健康増進法の改正でどういう状況になるのかということに関する周知啓発が全くない状態での意識調査で県条例しか念頭にない中で訊くとこのようになったということではないのでしょうか。それでは県条例を外したらどうなるのですか？という県条例の現状より厳しくなってしまうのです。表示の話などでも、参考資料4の一番後ろの方に(国の標識が)ありますけれども、これを見てすぐ頭に入れて事業者は対応できるのでしょうか。事業者は自分の事業だから対応するのであろうけれども、一般消費者は、これを見極めて店を選ぶのですか。そのようなことができるのかこれを見らと思うのですけれども、いやそれができるということを大前提で厚労省は考えているのです。県の表示ですら、不平があるにもかかわらず、しかも言語が日本語だけでなく、他の国も数言語入ってくる。山本委員の仰るようにどうしてこの数字になったのかというのは、現場の辛いという状況はやはりあるのだらうと思います。

(望月委員)

これは、5,000施設のうちの回収率が5割近いということで、その中の6%ということで、マイナーな意見であるとは思いますが、なぜここをことさらに拡大してご説明になったのかなということもあります。行政の説明としてこのようになるのですよと結果に対して丁寧にコミュニケーションを重ねていくべきだと思うのですけれども、今までの調査結果の公表の仕方とこれを踏まえての施策、その間を繋ぐようなコミュニケーションというか説明というのは、どこかでなされるのでしょうか。今まで調査結果だけ見せていただいて、それをどうやって公表して解説をして若干の抵抗する方達には納得していただいて進めなければならないので、そこをこれから丁寧にやるべきかなと思います。逆に言えば6%であるから、こうは言っているわけではあるけれどもむしろ規制強化の10.3%から12.0%に増えている方もあるのでは。ことさら健康増進法という県条例を上回る規制ができたのは、追い風ととらえていただいてさらに進めていただくためのデータかなと思います。そういった活用をされれば、県の政策にもっと納得していただけるのではないかなと思います。ただ、ここをことさらに拡大すると余計な期待をいだかせてしまうのではないかと逆の懸念もできます。そこは是非丁寧に説明されたらどうでしょうか。

(健康増進課長)

いま、資料3-2としてお示したものでございますけれども、確かに規制緩和の6%のところをことさら強調したわけではないのですが、フラットに施設設問14と設問15のところをお示しするような形で、なるべく我々としてもしっかりと施策につなげていきたいと考えていますのでよろしく願いいたします。

(事務局)

先程、高原委員からご指摘のありました点(世代別の健康被害についての教育)についてご説明します。年齢的には20歳から10歳ごとに最後は70歳以上までの6区分でそれぞれデータをとっております。男性、女性両方ともに同じような形で山を作っております。男性は20歳から29歳で約80%の方が教育を受けたことがあると回答。女性が大体同じ割合で83%となっております。それから同じような割合で30歳代が男性、女性ともに45%前後、それ以降は40歳代で25%前後という形で下がっていきまして、男性70歳以上では4%という形で同じような比率で下がっていくような状況であります。それから先程にはお話しがございませんでしたけれども、居住地区別にも集計をとっておりますがこちらは、県央が少し高めではありますが、前後3ポイントくらいですので、横浜・川崎地区で2割くらいの数値の方が受けたことがあるという結果が出ております。

(玉巻座長)

結局、回答者全体でみると受けたことがあるというのは2割にとどまったけれども、若年層では、受けたことがあるという回答は8割あったということでしょうか。

(事務局)

そのとおりです。高齢層と平均すると全体では2割になるけれども、若年層では8割が受けたことがあるということです。

(飯島委員)

それはよく教育しているということではないですか。このように言えばいいと思います。

(健康増進課長)

今は保健体育の方でも、実際に教科書などを補助する資料の中で、神奈川県のスワンゾウのマークを使った内容を紹介しているところもございますので、そういった意味では若年層に関しては比較的しっかりと教育がされてきているのかという印象はあります。

(山本委員)

よろしいでしょうか。ここで先程の問4の年代別の割合と喫煙率をクロス集計でやりませんか。何が言いたいかというデータを持っているわけではないのですが、ここ数年間、うちの学生でも男子学生が多いのですが、喫煙者がほとんどいないのです。ここ5~6年です。でもその前は、1年に一人くらいいたのです。うちは分煙施設キャンパスなので、喫煙所のところにいるのがシニアの先生ばかりで学生はいないのです。本当に明らかに差がでてきているので、喫煙率と教育を受けたかどうかをかけてみると面白い結果がでてくるのではないかと思います。よろしく願いします。

(事務局)

それでは、検討させていただきます。

(玉巻座長)

他にいかがでしょうか。この調査結果報告についてのご質問、ご意見。できれば今後の意見ということも含めて発言していただければと思います。H33年度調査ということであ

れば、もうH32年度には中身が固まるという話になるので、その時にこれをやっておいて欲しいというご要望があれば。今ここでなくてもお気づきになったら、事務当局にメールなりで。

(健康増進課長)

なるべく早い段階で委員の皆様に案をお示ししたうえで、ご意見を頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いします。

(山本委員)

(健康被害の教育を受けたことがあるかどうかの喫煙率については)是非、面白い結果が出るのではないかと思うのです。年代によってかなりこれだけ差があるというのは、全国的に高原委員のような方が、沢山学校のようなところで、積極的に教育にも参加されているので、どうも学生の話を書いてみると、早い子は小学生くらいから学校で教育されているのです。そういうことを結果として少しずつ浸透してきていると思うので是非やってみて欲しいと思います。

(玉巻座長)

よろしいでしょうか。

(望月委員)

少し先程のディスカッションの流れで、未病に対してはどのような県民調査というものをやっているのですか。

(健康増進課長)

この受動喫煙に関しての調査では、未病というキーワードはでてきてないのですが、県民ニーズ調査というものがございましてこれは毎年やっているのですけれども、その設問の中では未病に関するキーワードが入ってきておりますので、そちらの認知症グループの方で特化しているところでございます。

(望月委員)

縦割りなのはしょうがないのですけれども、相乗りでよその資源も使うというのも。

(健康増進課長)

県民ニーズ調査というのが、対象者が限られてくるというのがありまして、若干我々の実施する無作為抽出と異なる方法なのですみ分けをしているところです。

(飯島委員)

要するに(未病というのは)健康でいたいということでしょう。調べると何歳以上というか後期高齢者はどうかそういうことを言えばいいのではないですか。逆にこちらは文科省ではないけれども、高原委員が仰るように、幼稚園からでもいいから年齢を下げて対象をもっていったら神奈川方式になるのではないのでしょうか。私はそう思います。幼稚園から、「たばこはダメですよ」といった分かりやすい面白い漫画チックなものを渡してあげるなど、そういった発想をしたらいいと思います。知事もそのように言っていると思います。年をとっても(病気に)ならないでというのが未病だとしてすみ分けをしているのだったら、こちらは年齢を下げるとかやり方はあると思います。80%もあるのだから、幼稚園など対象を下げて先の世代に向けてずっとやっていけばいいと思う。予算がないかもしれないけれども、漫画見たいなものを渡してやっていけば、その人達が50代、70代になれば、未病になる人がだんだん少なくなっていくのではないのでしょうか。高原委員が仰

っているのはそういうことだと思います。要するに小学校でやった人が80%もいるのだから、幼稚園でやったらどうなるのかということです。そういったイメージでやっていけばいいと思います。折角ここに集まった十人十色の委員の意見を聞いてもらって、こういったところをやってもらえばいいと思う。

あと一つ、法律が厳しくなって施行されると県条例の方が緩いとする県条例に合わせてやった事業者の方などはどうなるのですか。

(健康増進課長)

法律が厳しい場合は、もし条例が残っていたとしても法律が適用になります。条例を守っていただいても法令違反ということにはなりません。

(飯島委員)

ということは、必然的に法律ができれば県条例は要らなくなるということですか。

(健康増進課長)

法律が厳しいところについては、条例が要らなくなるということです。この後の議題でご説明するところです。

(飯島委員)

わかりました。

(笹生委員)

昔の統計で初めてたばこを吸ったのは、たぶん中学生ぐらいということであったと思うのですが、それで小学校6年生にパンフレットを配ってらっしゃるということですよ。その辺を強化して欲しいと思います。

(玉巻座長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。この調査結果に関しましては以上の程度でよろしいでしょうか。それでは調査結果についての報告はこの程度に留めさせていただいて、次に「健康増進法の一部を改正する法律」の関係政省令等についてということで、ご説明してください。

(事務局)

※ 事務局から、(1) 報告の4つめ「健康増進法の一部を改正する法律」の関係政省令等について、資料4を説明。

(玉巻座長)

ありがとうございます。これは国の制度ですので、ここで議論する話ではなくて事実を認識して下さいということに留まるのですが、今の説明で何かご質問がございますでしょうか。

(稲垣委員)

すみません、今の資料4の5ページのところなのですが、表の一番下の標記のところですが、喫煙室内での喫煙以外の行為について×○が書いてあるのですが、この、喫煙室内での喫煙以外の行為というのは、具体的にどういうことが当てはまるのですか。

(玉巻座長)

これは、要するに飲食の提供でしょう。

(健康増進課長)

そうです。その施設の本来のサービスの提供と考えていただければよろしいかと思いま

す。飲食店では飲食しながら。

(稲垣委員)

喫煙室の中で食事をするとかそういうことですか。

(健康増進課長)

今まで、神奈川県条例でいうと分煙のような喫煙室の概念です。

(稲垣委員)

なるほど、わかりました。多分狭いエリアを想定していたので、その中で喫煙室以外になにかすることがあるのかと思ひまして、ありがとうございました。

(玉巻座長)

そこで昼寝していたら罰せられるとかそういう話ではありません。中小事業者にとって、一番関心がありそうなのは、「既存て何？」というところだと思うのです。これは厚労省のサイトを見ても、まだあまりはっきりしないのです。

(事務局)

営業許可を施行の時点ですべての営業所、飲食店ってことで出ておりますが。

(玉巻座長)

そうするとそれが自然人なのか法人なのか。法人だと消滅しない限りはずっと永遠に既存だということになる。そうすると個人事業主が、全部法人成りしてその法人の支配権だけを転々譲渡させると既存店ですつといけるということになるのかどうか、それはやらせないというニュアンスのことが厚労省のサイトには書いているのです確か。

(事務局)

一応個人もしくは小規模資本5,000万以下の既存の飲食店ということで、縛りがございます。承継については、親子関係のような相続の場合は認めるということは書いてありました。

(望月委員)

今の関連性の説明をしていただきたいのですけれども、その法人があったときチェーン店を持っていて、新規開店をどんどん出店していった場合には、その法人はずっと同じ法人ですが、新しい店舗というのは既存店になるのですか。店舗ごとですか。

(健康増進課長)

新規でフライチャイズなどで出店したら、それは新規ですね。

(望月委員)

フランチャイズじゃなくてチェーン店だとしたらどうですか。

(健康増進課長)

チェーン店の場合は資本金でおそらく該当しないと思います。小規模という定義から外れるのではないかと思います。

(望月委員)

でもなにかその辺の法の抜け穴を潜り抜けて既存店とみなされるような業態変更とかあるのかとも思ったのですけども、よくわからない。

(玉巻座長)

フランチャイズだと法人としては別で、フランチャイズのお店はだいたい個人事業主がやっているとか、小規模会社がやっている。そうすると資本金の規制でもひっかかってこ

ないというような形にもなります。

個人事業主であれば、亡くなった場合は相続の発生で終わりになるのだけでも、零細企業だと、誰かと承継さえしていければ、許可を取るのは法人だから新規にならないはずだから、そののこのところを使つてうまく商売しようと思えばできると。

(望月委員)

そういうコンサルテーションはありますよね。あとその、上下に分けた分煙はありつてということが専門家の審議会で、要は異論が出なかったつていうことであつたのですが、続報が全然なくてそれはどういう解釈になっていますか。要するに横を縦にしただけで煙は上にいってもいいのですといったところです。

(健康増進課長)

そこは、我々もよく言えないところですが、対象としては、指定たばこ＝加熱式たばこだけで、加熱式たばこでフロアを分けて、例えば、物販店では少し考えにくいのですけれども、1階は禁煙のフロアです、2階は加熱式たばこを吸いながら物販ができますというような想定だそうでございますけれど、そういう形態は、飲食店ならあり得るとは思うのですけれども、それ以外の業態でフロア分煙で営業する、例えば映画館とか興業場などでフロア分煙をやるのは、なかなか考えにくいかというのがあります。

(望月委員)

でも例えばアイコスショップとかゾーンで分けていて、そこで2階はワインや、シャンパンや、コーヒーだつて出していて、それは物販ではなくてサービスで、ただで提供しているようなものとか。だからそれは、実験しているのかなと思ひながら見ているのですけれども。

(健康増進課長)

本県の分煙みたいなものが、加熱式たばこに関しては、法律でも認められたという印象でいます。

(望月委員)

そうなるとうなるのですか。県の条例は、法律に合わせるということですか。

(健康増進課長)

そこは非常に理由がありまして、この後でそこをご説明しようと思つていたのですが、今まで、本県で言つていた第1種施設について、百貨店などですが、こういつたところでは、今までは分煙は認められていなかったのですけれども、今度法では加熱式たばこに関しては、分煙が認められるようなことになりますと、そのの部分が緩くなつてしまふという形になります。

(望月委員)

そこだけ厳しいままにしておけないですか。

(健康増進課長)

それは、考えています。

(玉巻座長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。まだ、実際に施行されるまで、どういつたふうにガイドラインなどが出てくるかもよくわからない。まだ流動性があるのでしょうか。政令・省令として決まつた部分は、もう流動しない。

(事務局)

我々も条例を施行しますと現場をみないとわからないことが実際あるのですけれども、国の方としても Q&A のような形で、この辺りの取り扱いについてはお示ししますということは伺っているのですけれども、まだ実際出てきてないのが現状です。2 月中には出るという話だったのですが、まだ実際には示されておりませんので、そこは非常に精査する必要があるというところでございます。

(玉巻座長)

政省令に関して何かさらにご質問ある方いらっしゃいますか。よろしいですか。それでは、報告事項に関しましては、この程度ですが、報告事項 4 点に関して何かさらにもう一言いっておきたかったというようなことございませんか。

(稲垣委員)

では 1 つだけ、資料 2 の 1 について、確か前回は去年の 7 月に検討会をやって、その時のお話では意識調査が終わって結論が出るのが大体 1 月頃で、1 月頃に 2 回目の会合を開きたいとお話があったと思うのですが、それで資料 2 の 1 のこれまでの経緯の中にも、平成 30 年 7 月と書いてあります。その中で、2 月議会に条例改正提案されて確立されたわけです。ですから今この場でいろんなこと言っても、報告ということになるかと思えます。形としては、2 月の一部改正案を提案する前にこういう会議を開いたほうが、意見を言うチャンスもあったし、対外的に説明する際も、意識調査の結果を踏まえて、この会に掛けて提案を作りましたという感じになるかと思うのですが、その辺はそういう判断をされなかったというのはなにかあるのですか。国の政令が出てこないからとかそういうものがあったのかとか。

(健康増進課長)

確かに、稲垣委員の仰るとおりという部分もあるのですが、今回 2 月の議会で改正した分については、先程もご説明しましたように機械的な改正で、議論の余地がない改正でございまして、この 7 月 1 日から法律が施行される部分に併せて、条例が緩い部分は機械的に落とさなければいけないものですから、ここは所要の改正ということでやらせていただいております。ですので、タイミング的には今回 3 月末になったのですが、意識調査の最終的な結果が出てから、皆様にお示したうえでという考えで、このタイミングの開催になったという次第でございます。

(稲垣委員)

状況がわかりました。ありがとうございました。

(笹生委員)

最後に聞こうと思っていたのですが、資料 1 のところに戻ってしまうのですが、東京、千葉の条例を含めて、神奈川県についてなのですが、一つは川崎市と川崎市医師会からの要望書が出ていて、それに関してどう考えるかということと、川崎市の要望の中、参考資料の 5 になりますが、広域的な統一性のある条例に改正することと、オリパラなどで外国の方が来た時に、県を東京に行ったり、千葉に行ったり、神奈川に行ったりすると思うのですが、そういったとき、その場で規制が違うのも非常に戸惑うと思うので、そういった意味では統一性は大事なかと私は少し思ったのですが、その辺をどうお考えになったかをお訊きしたいのですが。



(健康増進課長)

これも今後この検討会で、今日は少しそこまで踏み込んだ議論はないかと思うのですが、年度明けまして新しい委員の皆様とご議論させていただければと思っておりますが、東京都、千葉市のような、法律の既存の小規模飲食店をどう扱うかというところなのでございますけれど、その扱いをどうするかについて、この要望書をお持ちいただいたときに知事の方からは、やはりこのアンケート調査の結果ですとか、この検討会のご議論を踏まえたうえで県としての考え方を求めていきたいと、そういった方針でいきたいと思っております。

(笹生委員)

ありがとうございます。

(事務局)

最初に説明させていただきました九都県市の会議が今年の11月に行なわれているのですが、それでも、そこで東京都などが新しい条例をつくりますといった情報があった中で、九都県市の首脳会議の中では、具体的に広域的に統一した基準の条例という話までは、首脳会議の中では出てなかったところなんです。ですので、そこで九都県市の首都圏で同じように規制しましょうという話にはなっていないというのが現在の状況です。

(玉巻座長)

よろしいでしょうか。他にございますか。なければ4時を過ぎましたので、意見交換に時間を割きたいと思っておりますがよろしいですね。

(玉巻座長)

それでは、資料がまだほかに色々あるわけですが、まず事務局から意見交換会における皆様のご意見をいただきたい事・主旨等についてご案内いただけますか。

(事務局)

※ 事務局から、(2)意見交換「受動喫煙対策について」資料5を説明。

(玉巻座長)

はい、ありがとうございます。いまのところについて皆さんに閣下にご議論いただきたいのですが、あまり最初に誘導的なことを言うと、また叱られるかもしれないのですが、健康増進法の全面施行後の中身と現在の県条例の中身で不一致の部分があるのは3ページにまとめてもらったそういう箇所です。

基本的な話をすると、法規制が条例規制を上回る部分については、これはもう県としては条例を維持しても何の効果もないので、その部分は廃止したほうが適切であるという考え方もある。もちろん放置してもいいのですが、無効のものを放置するということはいかにも体裁が悪いので、廃止するという話になるでしょう。

法令を上回る規制が行われている部分については、これは法令と条例との関係という議論の中で、上乘せが認められる部分もちろんありうるけれども、それは立法目的に照らして、その立法目的を達成するために、必要な限りにおいて、上乘せが認められるのであって、県条例の立法目的と無関係なところで、健康増進法に抵触するような、より厳しい規制というのは、法律論としてなかなか通らないであろうという話になってくる。こういうことを踏まえて今後どうしていくのかということ資料5の1ページの3の検討項目の整理とあるこのあたりを皆様にご検討いただきたいということになるわけです。

(事務局)

資料5のP7ですが、条例上の第1種施設や第2種施設において、法律が施行されるとどのようになるかといった表でございます。喫煙専用室や指定たばこ専用喫煙室は、H32年4月1日以降できることとなるわけですが、こちらにつきましては、条例第1種施設の一部の施設で指定たばこ専用喫煙室の設置が認められるようになってしまうこととなります。そうしますと、その喫煙室内での飲食等の提供が可能となります。

(玉巻座長)

いま最後のところで事務局から指摘があった第1種施設での規制を神奈川県条例で維持していけるのかどうか、要するに健康増進法では、指定たばこについて喫煙しながら飲食可という政策選択をしたわけですが、いやそれではだめなのだ、神奈川県では飲食禁止にするのだ、これはひとつの政策選択判断としてはあり得ないわけではないわけです。そのあたりも含めまして、大所高所から多角的に今の条例をどうしていくかということについてご発言いただければと思います。

(笹生委員)

指定たばこについては、今まで神奈川県ではたばこと同列に扱うということが最大の特徴で、兵庫県では先程のお話では、またそのようにするという事ですから、馬を乗り換えたというだけで、たばこが指定たばこになったという感じが健康増進法の改正案としていたのですが、WHOに聞くと健康の被害の可能性があるとということで、実際に有害物質が出てくるということも分かっているんで、そういうところで食事をするのは少しどうかとか、広域で統一的なものがないといたのと相反する意見になるのですが、PM2.5とかニコチンとかアルデヒドなどが出てくるということを見ると、全面禁止ということもありなのかなとは思いますがどうかでしょうか？

(玉巻座長)

皆さん、どうですか？

(稲垣委員)

基本的なことですけど、県条例の第1種施設の取り扱いですが、県条例を維持する場合であっても、政令市と保健所設置市については、県条例は及ばないということよろしいのですか。

(玉巻座長)

いや、それはそうではなくて、県条例ですから県域全域に当然及ぶということです。

(稲垣委員)

そうですか。上回るということは県域全体をということですか。

(玉巻座長)

はい。そういう点では、まさに横浜、川崎、相模原では完全に二重行政になるのですね。規制当局が市の保健所と県知事部局という話になるわけです。

(稲垣委員)

条例の規制の中身は条例で行くけれど、規制をする権限を持っているところが市の保健所ということですか。

(玉巻座長)

健康増進法の執行権限を持っているのが、保健所だということです。相模原から西は県

が健康増進法も担当しなければならないのだけれども、県民 900 万のうちの 3 分の 2 は各市の保健所が担当する、県は手出だしができない。ただし県条例は県全域に適用されるから、県全域について県が執行する。こういう形になるわけですね。そこがややこしいですね。規制当局はいくらでもわかるのだけれども、一般事業者からすると、県からこういうことを言ってくる、横浜市の保健所からこういうことを言ってくる、ということが横浜市では起きるわけです。行ってくる中身は当然所管が違いますから、規制の内容が違うから、別々のことを言ってくるわけです。そういうことを零細事業者が理解して対応できるのかという話にもなりかねない。

(飯島委員)

法律の緩い基準でやって、例えば横浜でもどこでもいいのですけれど、県条例が厳しい場合、法律の緩い基準でやって、県の方から直しなさいと言われて、例えば裁判沙汰になった場合はどうなるのでしょうか。

(玉巻座長)

県条例に基づく罰則が適用ということです。健康増進法には従って、横浜市の保健所の指導にも従っているのだけれども、県条例に抵触するから、県条例に基づいて過料の処分を受ける。

(飯島委員)

処分を受けるのだけれども、本人が法律に従っているのだから知らないよということはどうできない。

(玉巻座長)

できない。

(飯島委員)

法が上なのか、条例が上なのかよくわからないけれど、やっぱり、どうしても摺り合わせしてやらないと駄目だということですね本来は。先程、座長が言ったように分かり易くするのだということで、どっちかにするという考え方がいいのかこれは難しい。

(玉巻座長)

それで、少し独り言みたいな話になるのですが、県条例を作った時には、オールジャパンで見たときに最先進県だった。それが定着して、後追いの形で健康増進法がようやく追いかけてきて、まだ追いかけていない部分と、越えちゃった部分とが入り混じった状態になった。

(飯島委員)

厚労省が、神奈川県条例などある条例を、いちばん神奈川県のものが多いと思いますが、それを全部持って行ったはずですが、それを良い所取りして、他のところは少し緩めてあげようとか、いろいろ政治家の方のかたちがあるから、実際にはこのようなものになっているのだけれども、それでどうしますかという話でしょう。

(玉巻座長)

そういうことです。

(飯島委員)

神奈川県は、日本で最初に作っていたものを、厚労省が持って行って大体網羅していて、ではこの部分をどうしましょうかとか私達がこのままにしましょうかとか、おおいに意見

を言っていていいと思います。強いところは全部取っていってしましましょうとかそういったことだけの話でしょう。

(笹生委員)

少しいいでしょうか。世界的には 55 か国がそれ以上で全面禁煙になっていて、それは指定たばこも何もないので、そこをどうするかというのが一番の話していくポイントかなとは感じるのですが。

(飯島委員)

ここではたばこを全部「たばこ」と決めてもらった感じであった。逆に言えば折角あるのだから、支障がなければここで決めてしまって、そして行政的に問題になった時点で考えればいいのではないですか。

(玉巻座長)

枝葉なことですが、例えば資料 4 ところの施行対象施設、施行内容のところは、とんでもない中味だと私は思うのだけれども、全部、行政機関、庁舎なのです。立法機関、司法機関は入っていないのです。これは国の適用なので、要するに国会が漏れている。県議会は行政機関庁舎になるのか、ならないのかよくわからない。県庁の新庁舎の建物の中に議事堂や議会の委員会室がある。これは県の立法機関ではあるから適用対象外と素直に読めば読めるけれども、そうするとフロア分煙どころか、1つのフロアでさらに分煙することになる。

(飯島委員)

法律を制定するときに新聞に載っていたけれども、先生方がいろいろやったと思うのです。逆に言えば、結果的にどこかで折り合わなければ出来なくなってしまったから、役人の方達が作ったものだから。逆に、県は最先端を行っていたものだから、そうしたものは残しておけばいいじゃないですか。法律が実際に施行されて 2 年後かどこかで問題点が出てきたら、これはやっぱり残しておくべきですよ、ということになるかもしれないし、法律のほうが変わるかもしれない。私は強い方を残しておけばいいのではないかと思うのです。

(望月委員)

まったく同感で、わざわざ後退する必要はないし、WHO は加熱式たばこを「たばこ」とみなして規制する方向です。

(飯島委員)

加熱式たばこを買ってきてもらって、「たばこ」にしようと言った記憶がある。

(望月委員)

グローバルスタンダードを県が率先してやることで、後から国がついて行く。方向性ははっきりと出すべきだと思いますし、千葉市の条例とか、ずいぶん工夫を凝らして県を追い越している。国に押し戻される必要は全くないし、そこで大きな議論が絶対、起こってくるとは思いますし、それがそのままキャンペーンになりますし、時代は変わってきていますし、もうひと頑張りしていただきたいと存じます。

日本対がん協会の立場としては、この間「タバコゼロミッション・タバコゼロ宣言」ということを出しまして、たばこフリーだとか、禁煙だとか分煙だとかいう言葉をやめて、その中で新型たばこも無くす。それはやはり有害性や依存性の観点から、規制対象とする

というのは、これは紙巻きたばこと比べるから話がややこしくなるので、そのものの有害性、依存性からは規制すべきだということで、5つの項目でゼロ宣言を出しています。受動喫煙をなくすということも望むと望まないに関わらず無くすべきだと思いますし、委員としては、いくらでも議論に参加しますし、キャンペーンにも協力いたしますので、10年目になりますが、県がどこまで越えられるかを問う時期だと思います。今までの議論が無駄になってしまいます。

(玉巻座長)

以前には望月委員も仰っていたのですけれども、なぜ屋内の喫煙規制が進まないかというと、環境マターで屋外規制をやってしまったからなのです。諸外国で、屋外で規制をやっているような国は、事実上、ほとんど無いです。非常に厳しい規制をやっているオーストラリアですら、屋外で原則自由なのです。だから飲食店でも吸いたくなれば、店の前に出て来て吸って、その辺にポイと捨てて、中に戻って調理している。これがグローバルスタンダードなのですよ、それが良いか悪いかは別として。そういう環境があるから100%屋内禁煙にしても社会的な軋轢が生じない部分があるのです。ところが、例えば千代田区の丸の内周辺で、屋外で吸える所があるかということ千代田区は全域路上禁煙ですから。

(望月委員)

屋外のたばこに関して言いますと、規制は進みつつあって、要は、たばこは有害な産業廃棄物という観点で、屋内から進めていった国々をビーチだとか集合住宅でも行っていた。たまたま日本は順序が逆さまで、屋外から進んでいったので、屋内はなかなか進まなかったが、外国は屋外が野放しだというのは言い過ぎだと思いますよ。屋外も規制対象になりつつあるので。

(玉巻座長)

ただヨーロッパで規制しているところを20か国ほど回ったが、知らないです。

(望月委員)

ルールがあっても吸いたい放題ってところもあるかもしれないけれど。やはりリスクコミュニケーションで、有害性のあるものがそのまま環境に垂れ流しになっていて、それが川や海に流れて行く。健康と環境の両方にリスクがある非常に稀な製品だと捉えて、それを県民の方に理解していただいて、そこに行政でどういった規制が可能なのかということをもう一度やっていかないと、外が吸えるか吸えないかという議論に持っていくと、何か違うかなと思います。

(玉巻座長)

実は、先週、笹生委員と同じ会議で話したことを繰り返したくなってしまうのですけれども、たばこが有害だから規制しようという立論と、受動喫煙は受動喫煙させられた人に有害だから受動喫煙を防止しようというのは、同じように見えて全く違うのです。そのことを混同する議論が跳梁跋扈しているのが私の納得いかないところなのです。なぜ屋外規制をやらないかというと、屋外での一瞬の曝露で健康被害が生ずるというエビデンスが一切ないので。

(望月委員)

一切ないということはないと思いますけど。

(玉巻座長)

それはたばこの煙だけじゃなくて排ガスでも同じなのです。たばこの煙だけを取り出して規制しなきゃならないというエビデンスはないのです。有害物質を規制しなきゃならないというレベルはもちろんあるのですけれども、その違いなのです。時間もありませんので、まだご発言なさっていない方に、ぜひ積極的にご発言いただければと思うのですが。

(高原委員)

私が条例と法の比較を説明していただいてここがポイントだなと思うのは、指定たばこの扱いが大きく違うところがすべてです。県条例でたばこと同等という扱いをずっととってきた中で、ここで変えることは一切必要ないと思います。やはりたばこと同等の害をもたらすものが含まれているということで、変える必要はないと感じています。

(玉巻座長)

ありがとうございます。他にどなたか。

(山本委員)

私は過料のところが驚いたのです。この辺はどうして法で金額をここまで厳しくしたのですか。すごく急に上がっている。

(玉巻座長)

それを説明しますと、地方自治法では条例で定められる過料の上限が5万円なので、上限いっぱい額を定めているということです。

(山本委員)

そういう意味なのですね。

(玉巻座長)

これはどうしようもないです。

(望月委員)

罰金にすればいいのでしょうか。

(玉巻座長)

もちろん罰金にすればあり得ます。

(稲垣委員)

罰金にすると前科がついてしまうのでしょうか。

(玉巻座長)

私は条例制定の検討会の時に過料ではなく罰金刑にすべきだと主張していた一人です。

(飯島委員)

ここでいろいろ残したとしても、2年後に法律が施行された際に、これはおかしいということで、議員提案で法律が出たらそうなるのでしょうか。逆に言えば、今のままの条例でいいと思います。今までやってきた経緯があるのだから、2年後か3年後か知らないけれど、強いところはそのまま変えないということでもいいと思います。

(健康増進課長)

一点、捕捉させていただきます。施行主体のところですが、県の条例の厳しい部分について残すと二重行政になるというお話がございまして確かにそのとおりでございますが、ひとつだけ方法がありまして、地方自治法で定めております権限移譲というのがあります。政令市や保健所設置市で県条例の厳しい部分の規定の権限移譲を受けていただければ、施行主体と県の条例の権限を両方持つということで、二重行政は回避できるという方法があ

ります。もし残すのであれば、そういった選択肢を探っていこうかと思っています。

(玉巻座長)

そのとおりです。罰則の問題に戻りますと、東京都 23 区が全部路上喫煙規制の条例を持っているのです。その 23 区の中の、今、正確な数字は覚えていないのですが、概ね 1 対 1 対 1 の割合で罰則なし、過料、罰金刑に分かれています。23 区内で罰金刑を定めている路上喫煙規制も確か 5 つだったかあると思います。去年の春に調べたときはそうでした。県の条例で罰金刑という理屈もおかしくはない、ありうる。ただあれは、廃棄物の処理という路上喫煙防止と軽犯罪法との絡みながらのポイ捨て禁止なので罰金刑があってもおかしくはないが、ところが、受動喫煙防止で罰金刑というのはオールジャパンでみてもまだ実例がない。それをやるとなると相当な軋轢が生ずるだろうと思います。たばこの吸い殻のポイ捨てだって廃掃法で摘発されたら、何千万だったか罰金だって十二分な額になる。産廃法の法規と同じですから。他に一言という方があれば。山崎委員いかがでしょうか。

(山崎委員)

私は、個人的にはたばこは大嫌いなのですが、ですからどうして全面禁煙にならないかと思って、今ここで話を伺っていて悶々としていたところがあります。何故かという、たばこ自身、どんな形のたばこでも、健康に良くないということがこれは明らかです。健康に良くないものがどうして世の中にあるのか、たばこの歴史がそうさせていることは理解できますが、それがひとつ無くなれば医療の現場でもご苦労されていることもひとつ無くなるのかなとずっと思っております。

それで煙がどうの、外で吸おうが、中で吸おうが被害があるのであるから、何故かそれは健康というものが点と線で結ばれているからです。健康は守らねばならないものですから、未病の改善のお話も先程でておりましたが、一つ委員の先生方をお願いしたいのは、いろいろアンケートを健康増進課の方が工夫してとってくださっています。その時ぱっとアンケートに回答しようと思った時に、その書いてある意味がわからないと回答しようがないというのがまずあります。この度 2 回同じ文言で出ましたよというといことがありましたけれども、それは一番分かり易い文言であったのでそういった結果にあるのかなと思います。そこは健康増進課のご苦労が察することはできるのかなということはありません。現場にいまして、この文言がどういう意味を成しているのかわからないと答えようがない。答えようがないけれども何かわからないけれどもアンケートを書いてくださいというと、間違った結果がそこには存在するのではないか。特にこれから「未病の改善」という視点でお話ができたときは特にそうかと思っています。まず、「未病の改善」って何事かわからない。まず、文言の周知ができていないと答えように困るということも発生するのかなと思いましたが、文言を大きくかえるということも時代に即してありかと思いますが、マイナーチェンジでしていただくと答える側には答え易い、答え易いということは、スマートな数字が出てくるとそのように私は感じております。

(玉巻座長)

ありがとうございます。川本委員いかがでしょうか。

(川本委員)

最初に県の条例ができた後に、国の法律ができて、規制を全部緩めるようなら、いっそ

のこと県の条例は要らないのではないかと思うので、条例はそのまま残しておいたほうがいいのかと思います。

(玉巻座長)

他に何かございますか。私個人も、ほとんどがもう健康増進法に取り込まれたのだから、条例で残っている部分は枝葉に近い部分しかなので、だったらもう要らないのではないかという選択もあるのかと個人的には思っている。その選択をしないのなら、健康増進法を上回る、県民の健康を守る規制を行っていくという話にならざるを得ない。ただまたこれは私個人の感想なのですが、東京や千葉の規制を見ていると、受動喫煙での健康被害を越えた、たばこ自体を規制していくという方向になっている。そういう選択も政策としてももちろんある。だから神奈川県をたばこ規制条例として衣替えして新しい制度を作っていくということももちろん県民への選択としてあると思うのです。ただ今の条例の改正ということになると、他人の健康を害する受動喫煙を防ぐというそういう土俵は決まっているから、その土俵を逸脱するような新たな規制を取り込んで、健康増進法より先を行くというスタイルを作っていくというのはなかなか難しいのではないかと思うのです。その辺りは、健康医療局や各先生方の見識によりいいアイデアを出していただければなと思っています。最後に何かございますか。

(高原委員)

最後に一点だけ。資料を付けさせていただいたのですが、私達、相模原市健康づくり普及員連絡会が実施してきたH30年度の小学校での授業での活動を報告させてください。相模市には市立小学校が72校ありますが、H30年度は72校のうち24校で実施できました。最終的な集計結果では、受動喫煙という言葉を知っていましたかという問いに対して、言葉も意味も知っていたという子ども達が14%、言葉だけ知っていたというのが22%、知らなかったというのが63%いました。たばこの害、ニコチンやタール、一酸化炭素などについて指導をした結果で、よくわかったというのがすべての項目で70%以上の回答を得ました。大体40%前後の子ども達の家族がたばこを吸っています。この数字は本当だと思います。いろんなデータと比べて多いと言われるのですが、この授業を始めてもう7年、この数字は変わりません。子ども達が家庭の中で受動喫煙していることを改めて認識します。子ども達の記事を読むと、子ども達が受動喫煙を受けていて、何とか家族に止めてもらいたいと思っていることを一生懸命書いてくれています。先ほど委員の方からもありましたけれども、小さい頃からの教育がとても大事で、それが高校、大学に進んだ時に、初めて効果が出てきます。これから相模原市で育った子供たちが、この活動で元気に健康に育ってくれるのを願って、さらにこの活動を広めて100%の小学校で実施していきたいと思っています以上報告です。

(玉巻座長)

今の高原委員からの報告に何かあれば。

(笹生委員)

受動喫煙のパーセンテージが高いことに驚きました。やはり、神奈川県を受動喫煙防止条例では、こういう所とか車の中というのが抜けている。そういったところの規制をきちんととった方が子どもを守るという点からはいいのではないかと思います。

(高原委員)



抜けているのですね。

(稲垣委員)

これは、総合的学習が何かの時間をもらっているのですか。

(高原委員)

学校によっていろいろなのですが、基本的には保健体育の時間から1時限をもらってゲストティーチャーとして参加してやっています。授業の一環という形でやっています。意外と学校の先生方も私達の授業を聴いてくれて、初めて知ったことがたくさんありますということで、やはり、まだまだ教員の方も勉強しなければいけないのかなと思います。

(稲垣委員)

すばらしいですね。

(望月委員)

いろいろな国で公共の場所や職場で禁煙が進んでも、子ども達の受動喫煙の最大の場所は家庭だといえます。家庭には行政もなかなか踏み込めないのですけれども、東京都とか美唄市では子どもや妊婦を守るという趣旨の条例ができています。神奈川の条例をもし変えたとしたら、そこの抜けている部分を書き込む、そういう方向での改正は十分あるのかなと思います。やはりいろいろ施策でやっても、なかなか家庭への周知が届かないというのがあります。既に他都市で実例があるので、別途新しい条例を作るのか、今後の改正の方向で、より次の世代を守るという観点を県民の責務とか行政の責務というところで書き込むものすごく効果があると思います。

(高原委員)

子ども達自身もアンケートの中で、家に帰るとお父さんとお母さんにたばこの害はこんなにあるからやめてほしいと伝えたいと書いている。結局、子ども達を通して家庭内の禁煙を呼びかけるという結果になるのですが、それを子どもの達だけに任せてはいけませんよ。法整備とか条例で整備していくと更にそれが確実にになっていくのではないかと思います。

(望月委員)

先程の保健体育の授業のも、体育や保健の先生ではなくて、担任の先生が保健体育を持つという時代と聞いていますが、医学的に体のことをご存知ない先生が保健体育の授業を持たれるのは、なかなかそれも現場での負担が大きいと思うのと、そういった専門の活動を持った方が入られて、医師会もそうですけれども、いろいろ補いあっていかないと、と思います。

(高原委員)

そのとおりです。先生方の研修も大事だと思います。

(玉巻座長)

では、時間も超過しておりますので、全体として何か言っておきたいという方がなければ、それでは、このあたりで、本日の議論は留めさせていただきたいと思います。事務局から何かありますか。

#### 4 閉会

(事務局)

今回の会議をもちまして今期の委員の皆様の任期が終了いたします。大変お忙しい中、本県の検討会に御尽力くださりまして誠にありがとうございました。

次回につきましては、改めて委員の改選を行わせていただきまして、新たためて委員に委嘱をお願いしたのちに、事前に日程の調整をさせていただいたうえで開催させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

(玉巻座長)

それでは、これで終了とさせていただきます。皆様、ありがとうございました。